静岡県静岡市葵区
諸子沢　一七番三　一号
字尾崎　三二四番五　二号
字御堂辻　三五五番一　三号
字平ノ尾　四五四番一　六号
字平ノ尾沢　四五七番三　七号
湯ノ島　ウスズミ五八　八号
字雨振松　一八七番　四号

○国土交通省告示第三百四十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　福島県葉ノ木平地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

福島県白河市
六反山　二番一　一号
二番三　二号
二番八　三号
二番四　四号及び五号
四番三　六号
三番八　七号
二番六　八号
二番七　十号及び十六号
飯沢山　五九番一　九号
五番一　十一号
六番五　十二号
六番二　十三号
六番四　十四号
葉ノ木平　一三七番　十五号
一五八番　十七号
一六〇番　十八号

○国土交通省告示第三百四十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　岐阜県愚渓地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を官民境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱十号と一号を結んだ線に囲まれた区域

岐阜県可児郡御嵩町大字中
字禅堂平　二六三八番一　一号から三号まで
二六三八番一八　四号
二六三五番一　五号
二六三六番二地先道路敷　六号
二一〇五番一地先道路敷　七号
字北田　二一〇五番一　八号
字西門前　二六四六番一二　九号
二六四四番二　十号

○国土交通省告示第三百四十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　鹿児島県浦地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

鹿児島県大島郡龍郷町浦
字川内　六八一番　一号
六八二番　二号
六七三番地先道路敷　二十号
六七八番三　二十一号
字城　三六二番一　三号
三六三番　十三号
四二八番二地先道路敷　十五号
四二七番地先道路敷　十六号
字大作　一〇〇番　四号
一〇二番　五号及び六号
一一一番一　七号及び八号
一一二番一　九号
一一三番地先道路敷　十号
字宇ハリ　二七〇番　十一号
二六五番一　十二号
字前田　四三七番　十四号
五三一番地先道路敷　十七号
五四〇番地先道路敷　十八号
五五四番地先道路敷　十九号

○国土交通省告示第三百四十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　山梨県大和地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱四号から標柱一号までを昭和五十三年建設省告示第八百八十六号で指定した大和地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

山梨県南巨摩郡南部町
大字塩沢
字東田　二七五九番二　一号
字東山　二九一九番　二号
二九三八番　三号
二九五〇番二　四号
大字大和
字天井　一三八四番　五号
字青木　四八九番　六号
四五七番七　七号
字赤畑ケ　一五一四番三　八号

○国土交通省告示第三百四十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　福島県上ノ台地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号を順次結んだ線、標柱三号と四号を市道湯の花団地一号線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を市道上ノ台九号線に沿って結んだ線、標柱五号と一号を平成八年建設省告示第二百六十四号で指定した上ノ台地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台
一一九番　一号
一二〇番二　二号
一一六番九〇　三号及び四号
一一〇番一〇九　五号

○国土交通省告示第三百四十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　福井県山中地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三号を順次結んだ線及び標柱三号から標柱一号までを昭和三十四年建設省告示第七百七十八号で指定した山中地すべり防止区域並びに昭和五十七年建設省告示第八百四十九号で指定した山中第二地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

福井県大飯郡高浜町山中
九八字堂脇　五番　標柱一号
九九字坪ノ内　二番三　標柱二号
一〇六字辻　一八番　標柱三号

○国土交通省告示第三百四十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　島根県旭和田地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱三号と一号を平成二十一年国土交通省告示第七百八号で指定した島根県旭和田地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

島根県浜田市旭町和田
七一三番五　一号
一四五九番一　二号
一四六一番　三号